

## 長野市交通・災害遺児等福祉年金の概要

### 1 目的

父又は母が交通事故若しくは災害事故により死亡し、又は障害者となった児童の保護者に対し、交通・災害遺児福祉年金を支給し、もつて児童の福祉の増進を図ること。

交通・災害事故に起因し、国民年金法施行令別表の第1級に該当する障害の状態となった者

### 2 支給の根拠

長野市交通・災害遺児等福祉年金条例（昭和50年長野市条例第10号）

### 3 受給者

遺児等の保護者で、福祉年金の支給月の初日において、市内に引き続き3月以上住所を有するもの

ただし、保護者の前年の所得が児童扶養手当法第10条の規定の例により算定した額以上であるときは、支給しない。

3月31日において18歳に満たない児童で、父又は母が交通事故若しくは災害事故により死亡し、又は障害者となった児童

### 4 支給額

遺児等1人につき年額6万円

### 5 支給方法

8月1日に受給資格を有するものに対し、8月に支給

### 6 福祉年金の支給経過

別紙のとおり